

強い農業づくり交付金実施要綱の制定について

〔 1 6 生産第 8 2 6 0 号
平成 1 7 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 生産第 8565 号

最終改正 平成 19 年 3 月 30 日 18 生産第 9312 号

強い農業づくり交付金について、この度、強い農業づくり交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

強い農業づくり交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進、新規就農者の育成・確保及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- （1）産地競争力の強化
- （2）経営力の強化
- （3）食品流通の合理化

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的な政策目標、メニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合に当たって、事業実施主体等（農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定める計画主体を含む。以下同じ。）が設定する成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、生産局長等が別に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体等は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情及び第2の政策目的を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体等は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

なお、この場合において、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、2の提出を行う際に、第3の5に定める地域提案（以下「地域提案」とする。）又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）がある場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討する

ため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標を変更する場合及び特認団体が実施する事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとし、地域提案の事業内容を変更する場合にあっては、地方農政局長等に報告するものとする。

第5 対策の実施期間

- 1 推進事業（別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）

本対策の事業の実施期間は、単年度で完了することを原則とする。

ただし、生産局長等が別に定める取組については、当該取組ごとに定める期間を対策の実施期間とする。

- 2 整備事業

本対策の事業の実施期間は、別表のメニューの欄の取組内容ごとに生産局長等が別に定めるところによるものとする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした強い農業づくりのための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体等は、本対策の実施年度から目標年度までの間（基金造成事業にあっては、基金を造成した年度から対象事業の終了年度までの期間）、生産局長等が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体等に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体等は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県計画のうち推進事業に係る部分について、事業実施の翌年度において、都道府県計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2及び3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 5 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 6 事業評価を行った事業実施主体等、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、その結果を公表するものとする。
- 7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 水田農業構造改革対策に基づく施策
- (2) 野菜の構造改革対策に基づく施策

- (3) 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- (4) 農畜産物の需給の調整のための施策
- (5) 環境保全型農業の推進に関する施策
- (6) 農林漁業金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業改良資金等農業金融に関する施策
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する施策
- (8) 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- (9) 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- (10) 鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策
- (11) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (12) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画に基づく施策
- (13) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知。以下「旧市場要綱」という。）
 - (2) 地方卸売市場施設整備事業実施要領（昭和43年9月12日付け43農経C第493号農林事務次官依命通知。以下「旧地方市場要領」という。）
 - (3) 卸売市場活性化推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第658号農林水産事務次官依命通知。以下「旧活性化要領」という。）
 - (4) PFI推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第659号農林水産事務次官依命通知。以下「旧PFI要領」という。）
 - (5) 経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）
 - (7) 輸入急増農産物対応特別対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10126号農林水産事務次官依命通知。以下「旧輸入急増対策要綱」という。）
 - (8) アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6896号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 販路開拓緊急対策事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6899号農林水産事務次官依命通知）

3 2に掲げる通知によって平成16年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとし、平成17年度以降も事業実施を予定している地区にあっては、原則としてこの要綱に基づいて事業を実施しているものとみなす。

ただし、次に掲げる事業を実施している地区については、この限りではない。

(1) 旧生産要綱別表第2の対策事業名の欄の3の事業内容の欄の1の(2)の家畜導入を行う事業（以下「旧家畜導入事業」という。）により造成された基金に残余がある事業実施主体にあっては、平成17年9月30日までは旧生産要綱に基づき当該事業を実施できるものとする。

(2) 旧生産要綱に基づき旧家畜導入事業を実施していた事業実施主体が、この要綱別表第1のタイプ名の欄の1の事業内容の欄の1の(4)の実証、試験等の実施のうち家畜導入を行う事業（以下「新家畜導入事業」という。）を実施する場合にあっては、この要綱の施行の際、旧家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、当該部分を新家畜導入事業により造成する資金に充てることができるものとする。

(3) 旧市場要綱、旧地方市場要領、旧活性化要領、旧PFI要領、旧生産要綱、旧輸入急増対策要綱に基づく事業であって、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。

(4) 旧生産要綱に基づき、平成16年度までに事業計画の承認を受け、かつ、当該事業計画に基づき、平成17年度以降においても事業を実施することを予定している畜産経営活性化事業及び家畜改良増殖対策事業については、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業実施状況の報告等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 「農業経営総合対策実施要領」（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「経営総合対策要領」という。）に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

5 経営総合対策要領に基づき、平成16年度までに事業計画の認定を受け、かつ、当該事業計画に定めるところにより平成17年度以降も事業実施を予定している経営構造対策事業については、この要綱別表のメニュー欄の経営構造対策として事業を実施できるものとする。ただし、事業完了の報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。

6 「飼料基盤活用促進事業実施要綱」（平成16年3月30日付け15生畜第5014号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成16年度までに採択され、平成17年度以降においても事業を実施することを予定しているものについては、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業完了報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月

1 日から適用する。

- 2 この通知による改正前の要綱別表の政策目的の欄のⅠのメニューの欄の1の取組に係る（1）のエの実証、試験の実施のうち市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び特認団体が家畜の導入を受ける者に対し、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する取組を実施する場合にあっては、この通知の施行の際、新家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、基金の残余の範囲内で、農林水産省生産局長が別に定めるところにより実施できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

政策目的	政策目標	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 需要に応じた生産量の確保 2 生産性の向上 3 品質向上 4 農畜産業の環境保全 5 輸入急増農産物における国産シェアの奪回	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、鳥獣害防止、地産地消、農畜産物販路拡大、環境保全、甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成） 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表 3 飼料基盤活用の促進 上記の取組については以下の事業が実施できるものとする。 （1）整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）農道整備 （エ）優良品種系統等への改植・高接 （オ）暗きょ施工 （カ）土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ 飼料基盤条件整備 （ア）草地造成改良 （イ）草地整備改良 （ウ）草地再生改良 （エ）野草地整備改良 （オ）放牧用林地整備 （カ）（ア）から（オ）までと一体的に行う施設の整備 （キ）土地利用円滑化 エ 耕種作物共同利用施設整備 （ア）共同育苗施設 （イ）乾燥調製施設	1 メニューの欄の（1）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （1）都道府県 ただし、飼料基盤条件整備を除くものとし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件備、飼料作物関連施設、共同利用機械に限るものとする。 （2）市町村 （3）農業協同組合連合会 （4）農業協同組合 （5）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （6）土地改良区 （7）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） （8）農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） （9）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進	1 メニューの欄の（1）の採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 （1）受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 （2）要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 （3）生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 （4）整備事業を実施する場合（生産局長が別に定める場合を除く。）にあって	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。

		(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設 - オ 畜産物共同利用施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 畜産新規就農者研修施設 (オ) 飼料作物関連施設 (カ) 家畜改良増殖関連施設 (キ) 離農跡地・後継者不在経営施設 - カ 共同利用機械整備 - キ 施設等整備附带事業 - アからカまでの整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び技術指導等	法」という。) 第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。) (10) その他農業者の組織する団体(生産局長等が別に定めるものをいう。) (11) 消費者団体及び市場関係者(生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。) ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備に限るものとする。 (13) 森林組合及び生産森林組合 ただし、飼料基盤活用の促進の取組を対象に事業を実施する場合に限るものとする。 (14) 食品事業者 ただし、大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (15) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)	は、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	
Ⅱ 経営力の強化	1 担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成の推進 1 推進事業 農薬飛散防止普及活動緊急支援 - ア 農薬飛散防止技術の重点普及活動の実施 - イ 情報収集活動の実施 - ウ 研修会等の開催 2 整備事業 (1) 経営構造対策 - ア 経営構造施設等整備 - 効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図ることを目的として実施する、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備 - イ 経営構造施設等整備附带事業 - アの経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び実践的知識・技術の習得活動等並びに施設等整備を通じた成果目標達成に向けた進行管理及び指導活動等	都道府県 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第2条第5項の選定事業者、都道府県農業会議等、その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人	要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 その他生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額とする。 交付金の交付率は定額(個々の施設等の整備等に要する経費の1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内)(ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に

		(2) 集落営農育成・確保緊急整備支援 ア 農業用機械の整理合理化計画の策定 イ 農業用機械の査定・処分 ウ 中古農業用機械の買上げリース エ 高生産性農業用機械の新規導入 オ 小規模基盤整備・簡易な施設の整備	担い手協議会設置要領第1の2の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認があった都道府県担い手育成総合支援協議会又は同要領第1の3の(2)のウの規定に基づき都道府県知事の承認があった地域担い手育成総合支援協議会、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等		定める率又は額以内)) とする。
2 担い手への農地利用集積の促進	農地利用集積の推進 1 推進事業 (1) 集落農地利用調整 ア 企画検討会の開催 イ 優良事例・活動事例調査の実施 ウ 優良事例紹介・相互研さん会の開催 エ 優良事例集の作成・配布 オ 農業委員会に対する指導の実施 カ 普及推進活動の実施 キ 集落合意形成活動の実施 ク 調整活動の実施 (2) 特定法人等農地利用調整緊急支援 ア 企画検討会の開催 イ 優良事例の調査の実施 ウ 優良事例集の作成・配布 エ 農業委員会に対する指導の実施 オ 特定法人等の意向等に関する調査の実施 カ 農地等に関する調査の実施 キ 情報の提供 ク 合同説明会等の開催 ケ 農地利用調整活動等の実施 (3) 優良農地確保支援対策等 ア 遊休農地解消普及活動 (7) 農地の効率的利用推進 (イ) 農地の効率的利用活動 イ 新技術活用優良農地利用高度化支援		アからオまでについては都道府県農業会議、カからクまでについては農業委員会 <		

	(4) 連携強化推進体制整備 ア 連携強化推進協議会の開催 イ 情報共有化検討会の開催 ウ 相互研さん会の開催 エ 農地等情報の変換	アについては都道府県農業会議、イ及びエについては都道府県農業会議及び農業委員会、ウについては農業委員会		交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。
3 新規就農者の育成・確保	新規就農の促進 1 推進事業 (1) 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進 ア 道府県農業大学校等における研修教育課程のカリキュラム策定 イ 研修教育課程の拡充に伴う指導職員の配置 ウ 就農定着のための専任職員の配置 (2) 若者・女性就農チャレンジ支援 ア 相談体制の整備 イ 試験研究機関における実技研修 ウ 普及指導センターにおける各種研修会の開催 エ 中長期的営農計画の作成支援 オ 巡回指導 カ 経営分析及び経営改善策の提案 キ 新規就農者を受け入れた地域に対する指導 ク 販売戦略の導入及びブランド化に対する支援 2 整備事業 (1) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備 ア 研修教育基幹施設 (ア) 研修教育棟、宿泊棟等施設 (イ) 農業生産実習、食品加工実習等施設 (ウ) 新技術・環境保全型農業研修施設 (エ) 公開講座、体験交流等施設 (オ) 離職者等職業訓練用研修施設・機械 (カ) 調査研究・実験用施設・機材 イ 現地濃密指導施設 (ア) 農業者を対象とした研修教育施設 (イ) 新たに就農しようとする者が対象とした研修教育施設 ウ 道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進施設 (ア) 研修教育棟、宿泊棟等施設 (イ) 農業生産実習、食品加工実習等施設 (ウ) 新技術・環境保全型農業研修施設 (エ) 公開講座、体験交流等施設 (オ) 離職者等職業訓練用研修施設・機械 (カ) 調査研究・実験用施設・機材	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合 (4) 市町村 (5) 特定非営利活動法人 都道府県 メニュー欄の個々の施設等の整備を実施することができる事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合 (4) 市町村 (5) 特定非営利活動法人	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額とする。 交付金の交付率は定額とする。

		エ ア、イ及びウを法令等に適合させるための措置 (2) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備附帯事業 (1)の農業研修教育・農業総合支援センター施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査、実践的知識・技術の習得活動及び情報の収集・提供活動等			
III 食品流通の合理化	1 安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、卸売市場の再編の促進	卸売市場施設整備の推進 〔中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業、地方市場施設整備〕 1 整備事業 次に掲げる施設の改良、造成又は取得を実施できるものとする。 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 イ 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備 (2) 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの) (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設(高度化・強化を図るもの) (6) 衛生施設(高度化・強化を図るもの) (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10)防災施設 (11)加工処理高度化施設 (12)総合食品センター機能付加施設 (13)附帯施設 (14)(1)から(13)までの施設内容に準ずる施設 (15)共同集出荷施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法(昭和46年法律35号。以下「市場法」という。)第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) P F I 法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人であって、市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体	採択条件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	交付金の交付率は定額(事業費の4/10以内(ただし、生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率以内))とする。